

◆下記いずれかの形態で出店される方向け

■ 飲食販売

☐ キッチンカー

☐ トレーラーハウス

■ 物品販売

☐ キッチンカー

☐ トレーラーハウス

☐ テント

☐ トラック

【出店者募集要項】 (二次募集)

A

三浦海岸海水浴場付帯イベント

(仮称) 三浦海岸ビーチマルシェ

開催日時

令和7年7月12日(土)から8月31日(日)までの51日間

令和7年4月16日



一般社団法人三浦市観光協会

I 事業概要……………2ページ

- 1 事業名称
- 2 日時・場所
- 3 実施内容
- 4 実施体制
- 5 その他特記事項

II 募集概要……………5ページ

- 1 出店形態及び
出店形態ごとの販売品目
 - (1) 出店形態
 - (2) 販売品目
- 2 出店協力金
- 3 その他出店条件
 - (1) インフラ
 - (2) 基本ブース
 - (3) 備品
 - (4) 注意事項

III 申込……………8ページ

- 1 申込条件
- 2 申込期間
- 3 申込方法
- 4 提出書類
- 5 注意事項

IV 出店候補者選考……………10ページ

V 運営方法……………11ページ

- 1 開店準備
 - (1) 許認可
 - (2) 保険
 - (3) レジ
- 2 搬入・搬出
 - (1) 搬入・搬出時間
 - (2) 注意事項
- 3 営業に関する注意事項
 - (1) 販売方法
 - (2) 店舗周辺の管理・運営・ごみの取扱
 - (3) 火器の取扱
 - (4) 営業結果の報告
 - (5) 免責事項
 - (6) その他注意事項
- 4 出店許可の取り消し

I 事業概要

1 事業名称

三浦海岸海水浴場「三浦海岸ビーチマルシェ」

2 日時・場所

- (1) 開催日時 令和7年7月12日(土)から令和7年8月31日(日)までの51日間
10:00～17:00
※土日祝日は、10:00～20:00の出店となります。
- (2) 開催場所 三浦海岸海水浴場周辺(アビバ駐車場前面付近)



【エリア色分け凡例】

【賑わい創出エリア】

【海水浴場整備エリア】

【マルシェ(飲食・物販)エリア】

【アートビーチパーク事業エリア】



※現在の想定の配置です。実際の配置場所は異なる可能性があります。

3 実施内容

本事業は、令和5年度まで地域団体により設置・運営されてきた三浦海岸海水浴場を令和7年度から公設化し、より魅力ある海水浴場に再生させる地方創生事業「三浦海岸海水浴場再生事業」において、特に「海岸での賑わい創出」を図る事業です。

公設化するにあたり、令和5年度まで三浦海岸で営業してきた海の家が設置されないため、海水浴場における日よけの設備や来訪の動機となるコンテンツが不足している状況にあります。そのため、海水浴場開設期間に併せて飲食・物販エリア「三浦海岸ビーチマルシェ」を開催します。

「三浦海岸ビーチマルシェ」では、三浦の食材を使用した料理の提供をするキッチンカー、トレーラーハウスや地元食材などの物品を販売するテント、トラック等の出店を予定しています。

海水浴場に隣接して「三浦海岸ビーチマルシェ」を開催することにより、飲食・物販の提供を行うことで海水浴客のニーズに応えるとともに、海水浴場における賑わい創出を目指します。

参考：賑わい創出を図るために市が実施するその他の取組

(1) 賑わい創出エリア

①コンフォータブルステイゾーンにおけるリゾート感を感じることのできる日よけ環境の整備・提供

海水浴場設置期間中（令和7年7月12日～令和7年8月31日）、海の家がない中でも、また近年のような酷暑の中でも快適に過ごせる環境として、日よけができ、リゾート感を感じることのできる設備・備品等を設置・整備します。

②ビーチスポーツ環境の整備・イベント誘致・体験コンテンツ提供

1種類以上のビーチスポーツのコート等の環境を整備し、大会やイベントを誘致・実施するとともに、来場者にビーチスポーツ体験コンテンツを提供します。

③音楽イベントの実施

海辺の雰囲気に適した音楽を楽しめるライブ等のイベント等を1回以上実施します。

④朝・夕方～夜時間の海岸利用イベント等の実施

近年の酷暑を踏まえ、朝・夕方～夜時間を活用した、イベント等を実施します。

※3月中に実施予定のプロポーザルにおいて、事業者からの提案に基づき実際の実施内容を決定します。

(2) （仮称）三浦海岸アートビーチパーク事業エリア

①三浦海岸をアートツーリズムの1拠点として位置付けるとともに、アートをキーワードとして三浦半島の周遊に繋げることを目的としたアートプロジェクトを開催します。

②砂浜に設置するアートインスタレーションの一部は照明効果を有するアート作品として土日祝日を中心として夕方～夜時間に点灯展示を予定しています。

(3) 三浦海岸フードフェス

令和7年7月12日（土）から令和7年8月20日（水）までの40日間、本イベント実施場所と隣接してテントが出店する飲食イベント（屋台型臨時営業）を予定しています。



4 実施体制

- (1) 主 催 三浦市
- (2) 事 務 局 「三浦海岸ビーチマルシェ」運営事務局（（一社）三浦市観光協会内）

5 その他特記事項

環境省の定める水浴場水質判定基準により不適とされたとき、又は自然災害等により海水浴場の開場が不適と判断されたときは、海水浴場を開場しない、又は閉鎖する場合があります。これらの場合には、納付済みの出店協力金については返還いたしません。

また、神奈川県横須賀土木事務所から三浦海岸の占用の承認がおりなかった場合、三浦海岸ビーチマルシェについて無効となります。その場合には主催者は一切の責任を負いません。

1 出店形態及び出店形態ごとの販売品目等

出店形態	サイズ	販売品目	販売品目詳細 等
キッチンカー トレーラーハウス ※ 1	幅 2,500mm × 長さ 7,500mm	飲食販売	・キッチンカー、トレーラーハウスにおいて調理を行 ^い 提供する飲食物 ※各自で取得している営業許可内容に従ってください。 ※必ず1品目には三浦の食材を使用してください。
テント ※ 2 トラック		物品販売 ※ 3	・地場の農産物、海産物（包装）・肉類（包装） ・包装された加工品（缶・瓶・ペットボトルの飲食物、パック包装の食品等）※ 4 ・地元作家による手作り製品（アクセサリー、布小物、陶器等）

	販売品目		出店場所		電源使用
	飲食販売	物品販売	駐車場サイト	ビーチサイト	
キッチンカー	○	○	○	△※ 5	×
トレーラーハウス	○	○	×	○	○
テント	×	○	×	○	○
トラック	×	○	×	○	○

- ※ 1 トレーラーハウスは、建築物に該当しない（建築確認申請が必要ない）形態のものに限ります。
参考： <https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/378688.pdf>
- ※ 2 テントは各自で用意してください。また、出店期間中常設はできません。~~（毎日撤去いただきます）~~
毎日畳んでいただきますようお願いいたします。エリア範囲内に畳んだ状態で置いておくことは可能です。
ただし、置いておく場合には他の利用者の邪魔にならないようにしていただくとともに、破損・盗難・その他トラブルについては、主催者は一切の責任を負いません。
- ※ 3 不用品の販売や贈答品等の転売は不可とします。
- ※ 4 魚介類や肉類、加工品については、許可施設内で加工、包装されたものである必要があります。
必要な許可の種類については、包装工程を行う場所を管轄する保健所に確認してください。
- ※ 5 砂浜となるため、基本は駐車場サイトを推奨しています。ビーチサイトを希望する場合はご相談ください。
- ※ 6 テント、トラック（屋台型臨時営業）での飲食販売は開催期間が概ね1か月程度を超えない一時的な行事のみで可能なため、本イベントでは出店不可です。
参考： <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f6576/rinjieigyau.html>
もう一つの附帯イベントである「三浦海岸フードフェス」への出店をご検討ください。

2 出店協力金

出店協力金（1日） 2,000円～4,500円（週により変動）＋売上の11%（歩合）

週単位でのお申込となります。お申し込みいただける週の枠組み及び出店協力金については下記の表をご覧ください（7週目のみ9日間となっていますのでご注意ください）。

※出店協力金には、消費税及び地方消費税を含んでいます。

※売上部分の出店協力金については何週でお申し込みいただいても変動しません。

※後日請求書を発行しますので、指定の口座にお振込みください。その際にかかる手数料については各自で負担となります。

※荒天等の理由によりやむを得ず催事を中止した場合及び出店者の都合により出店をキャンセルした場合、出店協力金は返金致しかねますのでご了承ください。

※出店協力金は、市の三浦海岸海水浴場再生事業に係る経費に使用します。

週	開始日	終了日	日数	出店協力金	R1入込客数	R5入込客数	R7入込客数見込
1	7/12 (土)	7/18 (金)	7	3,000円/日＋ 11%（歩合）	約11,000人	約14,000人	15,000人
2	7/19 (土)	7/25 (金)	7	2,500円/日＋ 11%（歩合）	約32,000人	約10,000人	10,000人- 13,000人
3	7/26 (土)	8/1 (金)	7	2,500円/日＋ 11%（歩合）	約50,000人	約14,000人	10,000人- 13,000人
4	8/2 (土)	8/8 (金)	7	4,500円/日＋ 11%（歩合）	約97,000人	約13,000人	20,000人- 21,000人
5	8/9 (土)	8/15 (金)	7	4,500円/日＋ 11%（歩合）	約87,000人	約9,000人	20,000人- 21,000人
6	8/16 (土)	8/22 (金)	7	2,500円/日＋ 11%（歩合）	約35,000人	約11,000人	10,000人- 13,000人
7	8/23 (土)	8/31 (日)	9	2,000円/日＋ 11%（歩合）	約28,000人	約7,000人	8,000人
通期	7/12 (土)	8/31 (日)	51		約340,000人	約80,000人	100,000人

※R7入込客数見込は、目標来場者数10万人について、過去の実績をもとに週ごとの集客見込を推計したものであり、実際の来場者数を保証するものではありません。

3 その他出店条件

(1) インフラ

①水道

共用の水道を使用することはできますが、排水（洗い物、残り汁など）することはできません。

②電気

キッチンカーについては使用できる電源はございませんので、各自、発電機等必要設備をご準備ください。テント、トラック及びトレーラーハウスは、電柱に設置されているコンセントから電気を使用できます。ただし、提供できる電源には上限があります。

延長コードは各自でご準備ください。

(2) 基本ブース

1店舗につき1ブースとします。なお、出店者確定後、会場配置（出店場所）が決定し次第、事務局より出店者に通知しますのでご確認ください。

(3) 備品

出店に必要な備品・装飾品等は、必要に応じて各自持参してください。

(4) 注意事項

- ・営業時間内はブースに常駐し、お客様対応及び商品・備品管理に努めてください。
- ・隣接する出店者様への十分なご配慮をお願いします。
- ・備品の大きさ等の制限はありませんが、ブース内に収まる大きさを心掛けてください。
- ・大型の備品を持ち込む場合は、予め事務局までご相談ください。事前にご相談のないまま当日持ち込んだ場合、主催者の判断により撤去を指示する場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ストックヤードの用意はありませんので、商品等は各ブース内で保管してください。

1 申込条件

出店を申し込む者は、以下の事項を全て満たしていることとします。

- (1) 主催者の指示に従い、また積極的に参加する意思があること。
- (2) 関係法令等に違反していないこと。
- (3) 単独事業者又は共同事業者であること。なお、単独事業者の場合は、下記(4)～(8)の要件を全て満たしていること。また、共同事業者の場合は、3事業者までの共同申込とし、代表者及びすべての構成員が次の(4)～(8)の要件を満たしていること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる者でないこと。
- (5) 直近決算年度に係る消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税並びに固定資産税を完納し、滞納がないこと。
- (6) 三浦市暴力団排除条例(平成23年三浦市条例第2号。以下「市条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でない者であること。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (8) 役員等(個人である場合にはその者を、法人等である場合にはその役員(市条例第2条第5号に規定する役員をいう。))又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有していない者であること。

2 申込期間

令和7年4月16日(水)から令和7年4月30日(水)まで

3 申込方法

出店申込書に必要事項を記載の上、その他必要書類と共に(一社)三浦市観光協会に提出してください。

- (1) 提出方法 直渡し、郵送、メール
- (2) 申請書配布場所及びメールアドレス

名称	所在地及びメールアドレス	時間
三浦市観光インフォメーションセンターHP	—	24時間
三浦市観光インフォメーションセンター	三浦市南下浦町上宮田1450-4 info@miura-info.ne.jp	9:00～17:30
三浦市役所経済部もてなし課	三浦市三崎5-245-7市場管理棟4階 keizai0101@city.miura.kanagawa.jp	8:30～17:15

4 提出書類

- (1) 共通
 - ① 出店申込書
 - ② 商業登記簿謄本の写し(法人の登記事項証明書)
※個人事業主の場合は商号登記の写し、または個人事業主開業届
 - ③ 役員名簿/出店者名簿 ※暴力団排除条例等に係る適格審査に使用します。
 - ④ 誓約書
- (2) 飲食販売出店者のみ(上記に加えて…)
 - ① 営業許可書の写し
 - ② 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
 - ③ 食品賠償保険等の証明書の写し

※(2)に記載の書類3種について、申込時にお持ちでない場合は出店当日までに事務局へご提出ください。
ただし、当日までに許可を得られないまたは提出いただけない場合には出店取り消しとなります。

5 注意事項

出店申込に関する注意事項

- (1) 申込後の出店キャンセルは、原則としてお受けできません。
- (2) 出店場所を選ぶことはできません。主催者にて出店内容等を総合的に判断し決定します。
- (3) 虚偽の申込等により出店許可を得たことが発覚した場合は、許可を取り消します。

Ⅳ 出店候補者選考

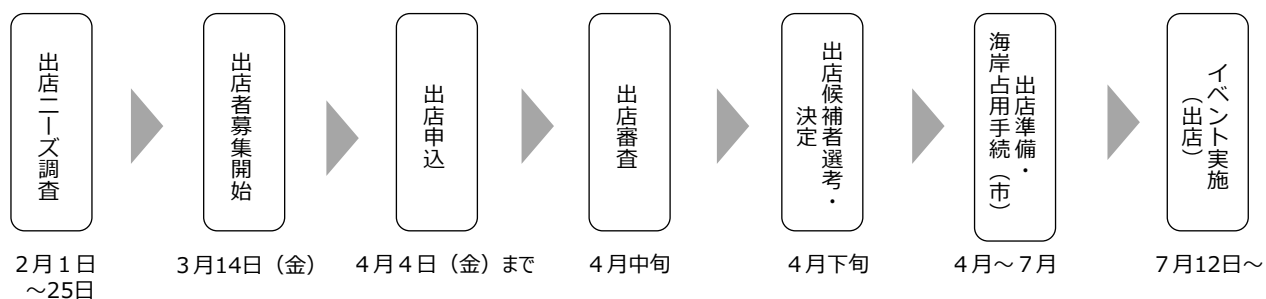
出店申込内容について事務局にて審査を行い、選考を通過した場合のみ出店候補者として決定します。

なお、選考結果に係る問い合わせ・異議申立てについては一切応じることができませんので、予めご了承ください。

※応募多数の場合は三浦市内の産業振興を図るため市内事業者、三浦市水産物・農作物使用商品販売者及び三浦市観光協会員を優先します。協会への入会については随時受け付けています。

※同様の商品を取り扱う出店候補者が複数いる場合は、販売品目のバランスも考慮します。

※選考終了後、ご担当者様宛て結果を通知します。



出店ニーズ調査説明会
2月17日（月）

1 開店準備

(1) 許認可

① 建築確認申請

建築物に該当しない（建築確認申請が必要ない）形態のものに限ります。

トレーラーハウスで建築確認の必要の有無は、それぞれ事前に神奈川県横須賀土木事務所に相談してください。

② 占用申請

「三浦海岸ビーチマルシェ」主催者である三浦市が必要な手続きを行います。

手続きに必要な図面等の提供について、協力をお願いします。

③ その他許可申請

上記申請以外の出店に必要な許可（営業許可等）については、それぞれ事前に保健所や税務署、消防局に相談、申請を出店者自らが行き、その費用も出店者が負担してください。

(2) 保険

出店者につきましては、各自食品賠償保険等の食中毒に対応した保険に加入してください。

出店者の責任の範囲による事件、事故、その他トラブルについては、「三浦海岸ビーチマルシェ」運営事務局は一切の責任を負いません。

(3) レジ

レジや決済システムは出店者でご準備をお願いします。海岸利用者のニーズに応えるため、可能な限りスマート決済に対応してください。

2 搬入・搬出

(1) 搬入・搬出時間

通常：9:00～18:00

20:00までの営業の日：9:00～21:00

(2) 注意事項

- ・物品、備品の搬入、搬出車は長時間の駐車はせず、作業が終わり次第サイトから移動をお願いします。
- ・安全管理上、上記時間外の搬入、搬出作業はお控えください。また、周囲にご配慮いただき、事故のないよう十分ご注意ください。
- ・サイト内での事件・事故・その他トラブルについては、主催者は一切の責任を負いません。



3 営業に関する注意事項

(1) 販売方法

- ・販売する商品には、商品名、価格をポップ等で明示してください。
- ・販売する商品は、適正価格で販売するよう努めてください。
- ・商品の品質、内容、価格等について正確に表示し、虚偽表示や誤認させる表示としないようご注意ください。
※ 予め製造した菓子などを容器包装に入れて販売する場合、食品表示法に基づく食品の表示が必要です。
- ・原材料に含有するアレルギー物質の有無について、必ず明記してください。
- ・商品に対する責任は、出店者に帰属します。
- ・提供した食品は、保存検食として保管することを推奨します。
- ・主催者にて両替は承っていませんので、各自つり銭をご用意ください（キャッシュレス決済推奨）。

(2) 店舗周辺の管理・運営・ごみの取扱

- ・会場は砂浜ですので、砂を損傷する恐れのある行為（砂に直火でのたき火等）はお控えください。
- ・お客様の安全確保のため、指定された出店場所から著しくはみ出して看板やのぼり旗等を設置することはできません。
- ・出店場所以外での呼び込み行為はお控えください。
- ・アルコール類を提供する場合は、「未成年及びドライバーへの販売は行わない」「飲酒した場合に海に入らない」旨を見えやすい位置に明確に掲示してください。
- ・相応しくない装飾と主催者が判断した場合は、撤去を指示することがあります。
- ・出店者証をお渡しいたしますので、出店店舗のよく見える位置に置き、主催者が確認できる状態にしてください。
- ・ゴミの排出量削減に積極的に取り組んでください。出店者のゴミ（販売後の空き容器を含む。）については、出店者の責任において、処分してください。
- ・器やカトラリー類のゴミが出る場合は、自店ブース前に専用ゴミ袋（箱）をお客様から見えやすい位置に設置し、出店者の責任において持ち帰り、各自治体が定める処理方法により適切に処分してください。
- ・飲食物提供時に使用する食器類は、必ず使い捨てのものを使用してください。三浦市の「ゼロカーボンシティみうら」、神奈川県「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同し、ごみの分別やプラスチックごみ削減にご協力ください。
- ・会場内は、禁煙です。海水浴場内で設置予定の喫煙所での喫煙をお願いします。
- ・イベント終了後は、各自使用場所の清掃をお願いします。

(3) 火気（発電機・ガス類等）の取扱

- ・発電機を使用する際は隣接出店者様へのご配慮をお願いします。
ex) 騒音を最小限に抑えるため、延長コードリールを使用しブースから離れた場所に設置する。
- ・引火事故防止のため、事前に満タンにしてから搬入してください。また、給油を行う場合は給油専用スペースで行ってください。
- ・火気を取り扱う場合は細心の注意の上使用し、必ずブース内に業務用消火器（1本／対象火気器具）を設置してください（日本消防検定協会合格表示があるものに限り）。

(4) 営業結果の報告

- ①売上総額、②レジ通過人数を営業終了後当日中に事務局へ報告してください。
なお、主催・事務局にて売り上げの保証は致しません。

(5) 免責事項

- ・出店に係る事故、盗難等について、主催者は一切責任を負いかねます。自らの責任において誠実に対応し、当事者間にて解決してください。
- ・荒天、災害、その他の不可抗力により発生した事故等について、主催者はその責を負いかねます。

(6) その他注意事項

- ・出店に当たり、マナー違反や公序良俗を乱す行為があった場合、次回以降の出店をお断りする場合があります。
- ・本要項に記載のない事項について新たに決定した場合は、速やかに出店者様（ご担当者様）へご連絡します。
- ・主催者ホームページ、SNS等をはじめとして当イベントの広報を目的として、イベント場内を撮影し使用することを承認してください。
- ・都合により出店できない場合は前日までに事務局まで連絡してください。
- ・「避難経路マップ」を熟知し、避難が必要になった場合には、来場者に対し避難誘導を周知し、来場者と一緒に避難してください。
- ・店舗に対するご意見、要望・苦情があった場合には、丁寧に対応してください。

4 出店許可の取り消し

下記事項を出店者が行った場合は、出店許可を取り消すことがあります。

- (1) 出店協力金を期日までに納付しないとき
- (2) 目的以外に使用したとき
- (3) 利用する土地を他に転貸したとき
- (4) 土地の現状を変更したとき
- (5) 土地の使用にあたり、危険、有害な設備を設け、又は近隣の迷惑となるような行為をしたとき
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているとき
- (7) その他、主催者又は事務局の指示に従わなかったとき

